

物流センターを利用して行われる取引に関する実態調査報告書（概略図）

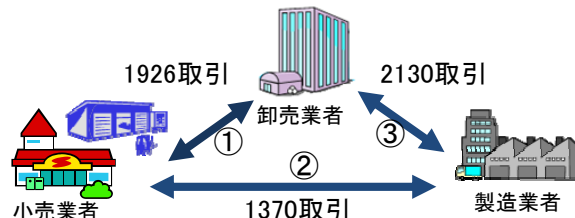
第1 調査内容

1. 発送数及び回答者数

対象事業者	発送数 (A)	回答者数 (B) (B/A)
卸売業者	2000社	865社 (43.3%)
製造業者	2000社	857社 (42.9%)
小売業者	500社	306社 (61.2%)

2. 調査内容

①卸売業者と小売業者、②製造業者と小売業者、③製造業者と卸売業者との間で継続して直接行われている「取引」に着目して集計等を行った。対象事業者に対しては、食品又は日用品に係る取引高の多い上位5社との取引について、それぞれ回答を求めた。



第2 調査結果

優越的地位の濫用につながり得る行為(ア～ケ)を受けたとの回答の状況

※1 卸売業者が、小売業者の物流センターに自社の名義で在庫している商品をいう。
 ※2 小売業者の物流センターに相当するものをいう。
 ※3 小売業者から卸売業者又は製造業者に対して要請されるセンターフィーに相当するものをいう。

1. センターフィーの負担要請(①及び②の取引)

(1)物流センターを利用していない取引

- ①の取引: 1926取引のうち, **753取引**
- ②の取引: 1370取引のうち, **365取引**

ア 物流センターの利用を名目とする協賛金等の負担要請を受け、応じざるを得ないものとして応じている取引

- ①の取引: 753取引のうち, **22取引(2.9%)**
- ②の取引: 365取引のうち, **6取引(1.6%)**

(2)物流センターを利用しており、センターフィーの負担要請に応じている取引

- ①の取引: 1926取引のうち, **945取引**
- ②の取引: 1370取引のうち, **684取引**

イ 事前の協議の機会を与えられず、算出根拠、用途等を示されなかった取引

- ①の取引: 945取引のうち, **367取引(38.8%)**
- ②の取引: 684取引のうち, **191取引(27.9%)**

ウ 協議の結果十分納得しておらず、直接の利益を上回る負担額を要請された取引

- ①の取引: 945取引のうち, **45取引(4.8%)**
- ②の取引: 684取引のうち, **26取引(3.8%)**

エ 負担額(率)引上げの際、事前の協議の機会を与えられず、算出根拠、用途等を示されなかった取引

- ①の取引: 945取引のうち, **21取引(2.2%)**
- ②の取引: 684取引のうち, **4取引(0.6%)**

2. 預け在庫(①及び②の取引)

物流センターを利用しており、預け在庫※1がある取引

- ①の取引: 1926取引のうち, **182取引**
- ②の取引: 1370取引のうち, **96取引**

オ 小売業者の指示に基づき預け在庫を置いており、納入業者に不利益となる事例が発生している取引

- ①の取引: 182取引のうち, **33取引(18.1%)**
- ②の取引: 96取引のうち, **28取引(29.2%)**

3. 利用料等の負担要請(③の取引)

卸売業者の物流拠点※2を利用しており、利用料等※3の負担要請に応じている取引

- ③の取引: 2130取引のうち, **437取引**

カ 事前の協議の機会を与えられず、算出根拠、用途等を示されなかった取引

- ③の取引: 437取引のうち, **81取引(18.5%)**

キ 協議の結果十分納得しておらず、直接の利益を上回る負担額を要請された取引

- ③の取引: 437取引のうち, **52取引(11.9%)**

ク 負担額(率)引上げの際、事前の協議の機会を与えられず、算出根拠、用途等を示されなかった取引

- ③の取引: 437取引のうち, **19取引(4.3%)**

4. センターフィーの補填要請(③の取引)

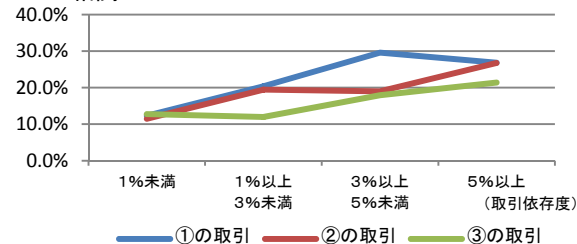
ケ 卸売業者からのセンターフィーの補填要請があり、応じざるを得ないものとして応じている取引

- ③の取引: 2130取引のうち, **290取引(13.6%)**

5. 優越的地位の濫用につながり得る行為の傾向(①～③の取引)

①から③のいずれの取引においても、取引依存度又は年間取引高が高い取引先との取引において、優越的地位の濫用につながり得る行為がみられた取引の割合が高くなるという傾向がみられた。

(1)取引依存度と優越的地位の濫用につながり得る行為との相関



(2)年間取引高と優越的地位の濫用につながり得る行為との相関

